

加須市森林整備計画書

令和5年3月

計画期間

自 令和 5年4月 1日

至 令和15年3月31日

埼玉県

加須市

加須市位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	1
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	3
第2	造林に関する事項	3
1	人工造林に関する事項	3
2	天然更新に関する事項	4
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	5
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	6
5	その他必要な事項	6
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	6
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	6
2	保育の種類別の標準的な方法	7
3	保育の標準的な方法に関する指針	7
4	その他必要な事項	8
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	8
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	8
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	9
3	その他必要な事項	11
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	11

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	1 1
第7	作業路鋼その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項	1 1
第8	その他必要な事項	1 1
Ⅲ	森林の保護に関する事項	1 2
第1	鳥獣害の防止に関する事項	1 2
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 2
2	その他必要な事項	1 2
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	1 2
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	1 2
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	1 2
3	林野火災の予防の方法	1 2
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	1 2
5	その他必要な事項	1 3
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	1 3
1	保健機能森林の区域	1 3
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	1 3
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	1 3
4	その他必要な事項	1 3
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	1 3
1	森林経営計画の作成に関する事項	1 4
2	生活環境の整備に関する事項	1 4
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	1 4
4	森林の総合利用の推進に関する事項	1 4
5	住民参加による森林の整備に関する事項	1 4
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	1 4
7	その他必要な事項	1 4

資料1 加須市森林整備計画概要図	15
------------------	----

(附) 参考資料

(1) 産業部門別就業者数等	16
----------------	----

(2) 土地利用	16
----------	----

(3) 森林資源の現況等	17
--------------	----

① 保有者形態別森林面積	17
--------------	----

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積	17
--------------------------	----

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、埼玉県北東部に位置し、総面積133.30㎢で森林整備計画対象民有林面積は5haである。そのほとんどはクヌギ・コナラ等を中心とした広葉樹二次林であり、小面積の森林が散在している。

これらの都市部に残された貴重な森林を生活環境保全及び保健機能等の公益的機能を高める視点を軸に整備を進めるものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い、快適環境形成機能維持増進森林を地域の目指すべき基本的森林資源とする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の方策

ア 森林整備の基本的な考え方

現状と課題を踏まえ、森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、適正な森林施業を実施する。

そのために、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための適切な管理を推進することとする。

イ 森林施業の推進方針

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意すると共に、伐採後は、必要に応じて造林を行うこととする。大部分が広葉樹二次林であるので、目的樹種の成長を阻害する場合など必要に応じて整理伐を行うものとする。

加須市全域に渡って宅地化が進んでいるため、残された森林を保全するとともに自然景観の維持向上を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種		
	アカマツ	クヌギ	その他広葉樹
全 域	35年	10年	15年 (用材林以外)

(注) この標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は、択伐又は皆伐によるものとする。

・択伐

主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体で概ね均等な伐採率で行うものであり、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

・皆伐

主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模に応じて、一定程度ごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林

及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

- 3 その他必要な事項
該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	人工造林の対象樹種名	備 考
人工造林の対象樹種	クヌギ・コナラ等	

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
クヌギ・ コナラ等	疎仕立て	概ね1,500	
	中仕立て	概ね2,500	
	密仕立て	概ね3,200	

(注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の担当課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	区域内の立木・かん木・笹・雑草類は地ぎわから伐採し又は刈払うこと。
植付けの方法	植付けにあたっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意すること。
植栽の時期	2月～6月中旬までに行うものとする。

ウ 複層林化を図る場合の植栽本数

(上層木伐採率) × (標準的な植栽方法) 以上を植栽する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年、択伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を、人工造林すべき期間として定める。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	ケヤキ・カエデ・コナラ・クヌギ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ・クヌギ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種 名	期待成立本数
ケヤキ・カエデ・コナラ・クヌギ等	10,000 本/ha

イ 天然更新すべき本数

樹 種 名	天然更新すべき本数
ケヤキ・カエデ・コナラ・クヌギ等	3,000 本/ha 以上

ウ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘察し、天然下種更新の不十分な箇所について行う
ぼう芽更新 (芽かき)	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする

エ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を、天然更新すべき期間として定めるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、2の(1)によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。

天然更新を行う際には、その本数の10分の3を乗じた本数以上の本数(草丈以上のものに限る)を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に参入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

該当なし

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数	標準的な方法	備考
下刈り	広葉樹	適宜	必要に応じて行うものとする。	
つる切り及び除伐	広葉樹	適宜	下層植物の生育に必要な林内照度を確保等するため、必要に応じて行う。	

3 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐等とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、現地の実態に即し適期適作業に努める。

(1) 育成単層林

ア 下刈り

造林木の成長状況、雑草木の繁茂の状況により適期に必要な最小限の実施とする。

刈払いは、原則として筋刈・坪刈とする。ただし、雑草木の繁茂が著しい場合には、全刈りで実施できるものとする。

下刈り終了時の目安は、大部分の造林木が周辺の植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ つる切り

つる切りは、つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように、適切に行う。

ウ 除伐

除伐は、目的樹種と周辺植生の競合時期に実施することとする。

実施に当たっては、植栽木のほか、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮し、現地の実態に即した施業を行う。

(2) 育成複層林（下木を植栽する場合）

ア 下層木の下刈り・つる切り・除伐

植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。

イ 上層木の枝払い

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払

いを行う。

(3) 育成複層林（下木を植栽しない場合）

ア 下刈り

雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋刈り）を行う。

イ 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。

ウ つる切り

目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除却する。

エ 除伐

幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを除伐する。

4 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし

イ 森林施業の方法

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

①土地に関する災害の防止、及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定める。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 森林施業の方法

アの②に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、アの②の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として別表2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 森林施業の方法

該当なし

【別表1】

区 分	森 林 の 区 域	面 積
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図に図示	5 h a
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材等生産機能の維持増進を図る森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表 2】

施業の方法	森 林 の 区 域	面 積
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く。)	志多見、林班 001、小班 013、 017、林班 002、小班 002、小 班 003、枝番ア、イ、小班 004、 枝番ア、イ、小班 005、008、	5 h a
択伐による複層林施業を推進すべき 森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を 推進すべき森林	該当なし	

3 その他必要な事項

該当なし

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

該当なし

第 6 森林施業の共同化の促進に関する事項

該当なし

第 7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

第 8 その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。
松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所については引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害については、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図ることとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

イノシシ等による森林・農地及び生活被害を防ぐため、隠れ場所となる森林の笹や竹を整理し、見通しの良い森林となるように努める。

3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動等を行い、普及、啓発に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし

(2) その他
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域
該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する
事項
該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高
該当なし

4 その他必要な事項
該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

(1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後
の植栽

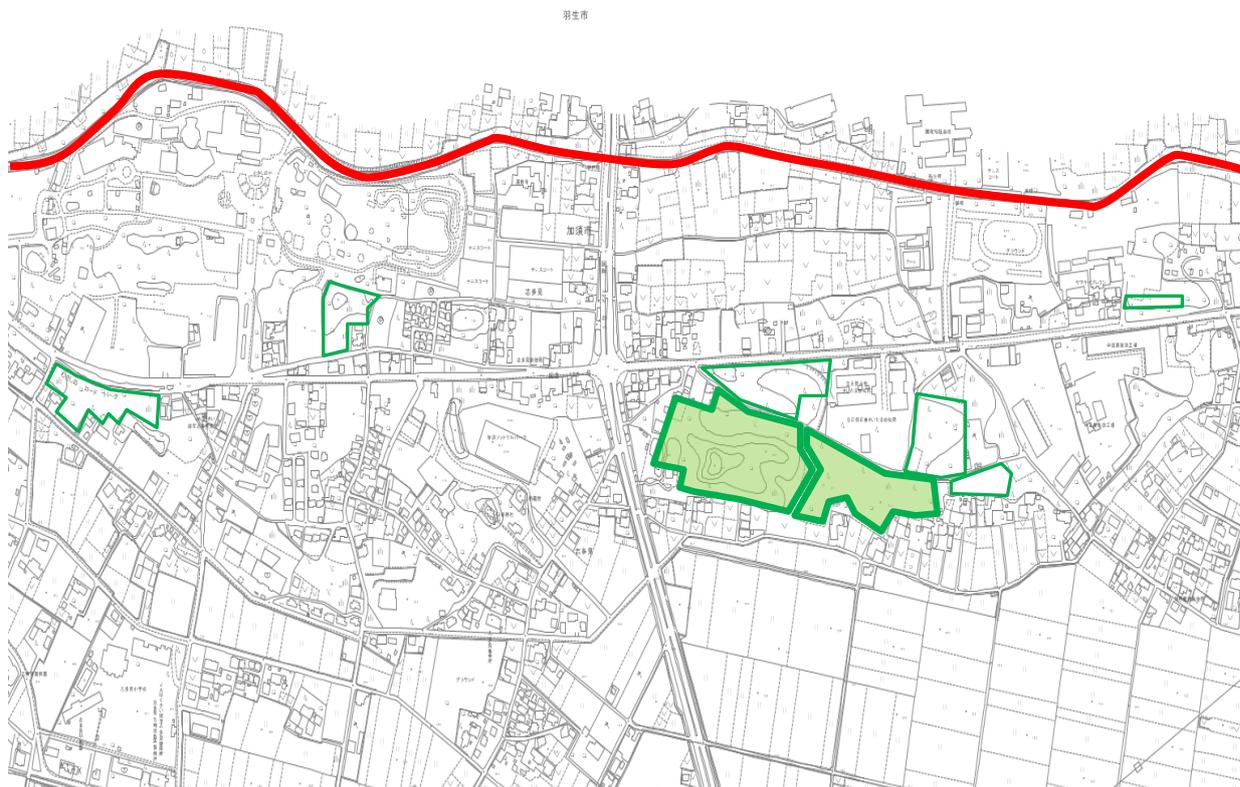
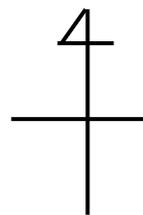
(2) IIの第4の公益的機能別施業森林に施業森林等の整備に関する事項

(3) IIIの森林の保護に関する事項

- 2 生活環境の整備に関する事項
該当なし
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
該当なし
- 4 森林総合利用の推進に関する事項
該当なし
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
該当なし
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
該当なし
- 7 その他必要な事項
該当なし

別紙 1

加須市森林整備計画概要図



縮尺：1：10,000

凡 例	
市町村界	
天然林（人工林含む）	
天然林	

(附) 参考資料

(1) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	H17年	59,567	4,031	2	7	4,040	18,502	—	36,435
	H22年	58,011	2,914	3	13	2,930	16,419	—	35,927
	H27年	57,743	2,610	2	19	2,631	16,350	—	35,818
構成比 (%)	H17年	100.0	6.835	0.003	0.012	6.850	31.372	—	61.778
	H22年	100.0	5.272	0.005	0.024	5.301	29.704	—	64.995
	H27年	100.0	4.763	0.004	0.034	4.801	29.836	—	65.363

資料：国勢調査

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積							草地 面積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	H31年	13,330	6,776	4,626	2,150	—	—	—	—	0	56	40	8	6,450
	R 2年	13,330	6,737	4,609	2,128	—	—	—	—	0	55	40	8	6,490
	R 3年	13,347	6,710	4,596	2,114	—	—	—	—	0	53	39	8	6,537
構成比 (%)	H31年	100.0	50.8	34.7	16.1	—	—	—	—	0.0	0.4	0.3	0.1	48.4
	R 2年	100.0	50.5	34.5	16.0	—	—	—	—	0.0	0.4	0.3	0.1	48.7
	R 3年	100.0	50.3	34.4	15.8	—	—	—	—	0.0	0.4	0.3	0.1	48.9

資料：加須市税務課「固定資産概要調書」

※樹園地の面積は、畑に含まれる。

(3) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

R5. 1. 1 現在

保有形態	総面積					人工林率 (B/A)
	面積 (A)	比率	計	人工林 (B)	天然林	
総数	ha	%	ha	ha	ha	%
国有林	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公有林	計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	都道府県有林	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	市町村有林	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	財産区有林	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
私有林	5.2	100.0	5.2	0.0	5.2	0.0

② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年次	私有林合計	在（市町村）者面積	不在（市町村）者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	R2年	5.5	1.6	3.6	0.4	3.2
	R3年	5.2	1.6	3.6	0.4	3.2
	R4年	5.2	1.6	3.6	0.4	3.2
構成比 %	R2年	100.0	30.8	(100.0)	(11.1)	(88.9)
	R3年	100.0	30.8	(100.0)	(11.1)	(88.9)
	R4年	100.0	30.8	(100.0)	(11.1)	(88.9)

資料：加須市林地台帳

※ 構成比（ ）は、不在（市町村）者面積の県内、県外比率